

「大分県困難な問題を抱える女性への支援計画（素案）」の概要

第1章

困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

(1) 策定趣旨

困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指す

(2) 計画期間

令和6年度～10年度（5年間）

(3) 計画対象となる女性の範囲

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活を営む上で困難を抱える女性

(4) 位置付け

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項に基づく県基本計画（義務）
- ・ 主に婦人相談所に関する基本的な方針と施策の内容を記載

※令和6年4月1日法施行に伴い、「婦人相談所」は「女性相談支援センター」に改正

2 現状及び課題

(1) 現状

ア 婦人相談所

- ・ 年間相談件数 3,457件（令和4年度）
- ・ 相談の9割が30歳以上の女性
- ・ 主な相談主訴は、「精神保健に関するもの」、「夫等の暴力」
- ・ 一時保護の状況 平成30年度 57人 → 令和4年度 22人

イ 婦人寮

- ・ 平成30年度 3人 → 令和4年度 1人

(2) 課題

ア 婦人相談所の役割の周知

イ 市町村の相談体制

ウ 一時保護所や婦人寮の利用者の減少

エ 一時保護解除後や婦人寮退所後のアフターケア

オ 婦人相談所の専門性の向上

カ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性への配慮

キ 外国人への相談支援

3 基本目標等

(1) 目指す姿

「安心」、「信頼」、「誠実」で応える婦人相談所

(2) 基本目標

① 若年女性の相談しやすい体制づくり

広報強化等による30歳未満女性の相談増加

② 一時保護所や婦人寮の利用促進

周知や入所ルールの見直し等による利用者の増加

③ アフターケアの確実な実施

一時保護解除後や婦人寮退所後の確実なアフターケアの実施

第2章

困難な問題を抱える女性への支援のための具体的施策

- 1 広報活動の強化
若年女性向けにSNSやリーフレット等の活用
- 2 関係機関との連携
婦人相談所がワンストップで相談を受け止めるよう努めるとともに、関係機関ネットワーク会議（名称未定）を設置・開催し、連携体制を確立
- 3 相談支援の専門性の確保
新任職員に対するOJT、初任者研修、専門研修などの充実
- 4 市町村の体制強化
各市町村において、ケース検討会や意見交換会を実施
- 5 法律相談の実施
- 6 大分県外国人相談センターとの連携
- 7 一時保護の円滑な実施
速やかな方針決定による安全・安心の確保
- 8 一時保護所や婦人寮の入所時のルールの改善検討
スマホ利用などの入所時ルールについて、他自治体の例などを参考に検討
- 9 一時保護所や婦人寮における支援の充実
被害からの回復や日常生活の回復支援、同伴児童への支援、生活・就労・居住などの自立支援
- 10 アフターケアによる退所後等の支援
適切な支援方針の策定と関係機関と連携した相談支援等

【今後のスケジュール】

・1月パブリックコメントの実施 ・2月 策定委員会の開催 ・3月 成案の議会への報告